

2021年2月16日

各位

会社名	株式会社ブリヂストン
本店所在地	東京都中央区京橋三丁目1番1号
代表者	取締役 代表執行役 CEO 石橋 秀一
上場取引所	東京・名古屋（各一部）及び福岡
コード番号	5108
問い合わせ先	責任者役職名 G財務戦略部門 IR部長 氏 名 佐治 健太郎 電話番号 (03)6836-3100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年3月26日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は2016年3月24日定時株主総会にてご承認頂き指名委員会等設置会社に移行しておりますが、その後も継続的にコーポレートガバナンス体制の強化を図ってきております。その一環として、この度、取締役会長の制度を廃止し、株主総会の議長および取締役会の議長をそれぞれの役割に応じて選定する制度へ変更いたしたく存じます。

この変更により、株主総会の議長については、株主の皆様に対して当社経営についての説明を引き続き充実させる観点より、代表執行役の中から取締役会において選定することとし、取締役会の議長については、執行監督機能をより高める観点より、社外取締役を含む取締役の中から取締役会において選定することといたしたく存じます。

また、株主総会および取締役会を招集する者についても取締役会において選定することを明記いたしました。

（関連条項 現行定款 第15条、第21条、第22条）

当社は業務執行統括の任に当たるべき執行役の定款上の呼称として「CEO」および「COO」と規定しておりましたが、世界各地に所在する当社グループ会社全てを束ねる職責であることから、それぞれ「Global CEO」および「Global COO」と称することを定款に規定いたしたく存じます。

（関連条項 現行定款 第31条）

当社定款には、会社法上の代表執行役および執行役に加えて、その指揮下に執行役員を置くことができる旨を規定しておりましたが、当社は 2021 年 1 月 1 日をもって経営執行体制の刷新の一環として執行役員制度を廃止いたしました。これにより、現行定款第 7 章 第 34 条（執行役員）の規定を削除いたしたく存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021 年 3 月 26 日（金）	予定
定款変更の効力発生日	2021 年 3 月 26 日（金）	予定

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 14 条 (条文省略)	第 1 条～第 14 条 (現行通り)
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選定された者がこれを招集し、代表執行役の中から取締役会の決議により選定された者が議長となる。</u><u>選定された者がそれぞれの職務を果たすことができない事態が生じた場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、先順位の代表執行役または執行役が議長となる。</u></p>
第 16 条～第 20 条 (条文省略)	第 16 条～第 20 条 (現行通り)
<p>(取締役会長)</p> <p>第 21 条 当社は、<u>取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。</u></p>	<p>(<u>第 21 条 削除</u>)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選定された者がこれを招集し、取締役の中から取締役会の決議により選定された者が議長となる。</u><u>選定された者がそれぞれの職務を果たすことができない事態が生じた場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
第 23 条～第 30 条 (条文省略)	第 22 条～第 29 条 (現行通り)

現行定款	変更案
<p>(代表執行役、<u>CEO</u> および <u>COO</u> 等)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、<u>CEO</u> および <u>COO</u> を選定することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(代表執行役、<u>Global CEO</u> および <u>Global COO</u> 等)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、<u>Global CEO</u> および <u>Global COO</u> を選定することができる。</p> <p>3 (現行通り)</p>
<p>第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>31</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行通り)</p>
<p><u>第 7 章 執行役員</u> (<u>執行役員</u>)</p> <p>第 <u>34</u> 条 当社は、執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、<u>執行役員 (役付の執行役員を含む。)</u> を置くことができる。</p>	<p>(<u>第 7 章</u>および<u>第 34 条</u> 削除)</p>
<p><u>第 8 章 計算</u> 第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 7 章 計算</u> 第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行通り)</p>
<p>附則 第 1 条 (条文省略)</p>	<p>附則 第 1 条 (現行通り)</p>